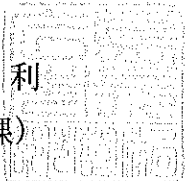


広指技第 60 号
平成 22 年 9 月 30 日

有限会社 シー・イー・サプライ
代表取締役 北田 博人 様

広島市長 秋葉 忠利
(都市整備局指導部技術管理課)



届出を受けた汚泥再資源化施設について（通知）

平成 22 年 8 月 3 日付けで届出のあった汚泥再資源化施設については、広島市の公共工事に伴い発生する汚泥を搬入することができる施設として認めます。よって、「広島市建設汚泥再資源化施設取扱要領」の第 10 条第 1 項の規定により通知します。

なお、この通知の意義については、下記のとおりです。

記

- 1 この通知は、本市発注工事の請負業者が、当該届出のあった汚泥再資源化施設に、汚泥を搬入することを妨げないことを意味するものであって、本市が汚泥の搬入を保証するものではありません。
- 2 この通知により、本市が当該届出のあった汚泥再資源化施設において再資源化された資材、原材料又は製品について、いかなる法的又は技術的な認証を行うものでもありません。
- 3 本市は、これらの再資源化された資材、原材料又は製品の購入に関し、一切の義務を負いません。

広島市建設汚泥再資源化施設届出書

平成22年8月3日

広島市長様
(都市整備局指導部技術管理課)

届出者 725-0011
住所 広島県竹原市小梨町9841番地の1
氏名 有限会社 シー・イー・サプライ
代表取締役 北田博人



広島市建設汚泥再資源化施設取扱要領第4条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

項目		届出内容
処理施設の設置の場所		広島県竹原市小梨町9052番地1
処理施設の種類		造粒固化施設
処理施設において行う処理方法		バッチャープラントによる混練及び、造粒トロンメルによる混合造粒
処理施設の処理能力		200立方メートル/日(8)時間 t/日()時間 立方メートル/日 t/日
処理施設の配置、構造等	処理施設の位置	別紙、位置図添付
	処理施設の処理方式	別紙、フロー図添付
	処理施設の構造及び設備	別紙、施設構造図添付
汚泥の受入れ基準		1.別紙、共通基準(安全性基準)以下のものであること。 2.無機性のものであること。 3.悪臭を発生しないものであること。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく改善命令、措置命令等の行政処分を過去5年以内に受けているか否か		1.行政処分を受けている。 ②.行政処分を受けていない。
上記行政処分を受けている場合、必要な措置を講じ、是正済みであるか否か		1.必要な措置を講じ、是正済みである。 2.是正を行っていない。
添付書類		1.廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項又は第14条の2第1項の規定に基づく許可証の写し 2.廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定に基づく許可が必要な場合はその許可証の写し 3.過去3ヶ月以上の汚泥再資源化の実績を証する書面 4.広島市建設汚泥再資源化施設取扱要領第8条に規定する誓約書